



令和4年度第1回
川崎市指定介護保険事業者等集団指導講習会

～介護保険制度におけるよくある質問～ (全サービス共通)

健康福祉局長寿社会部
高齢者事業推進課事業者指導係

1

全体の流れ

よくある質問

1. サービス共通
2. 新型コロナウイルス感染症関連

問合せ先について

- ・FAX質問票をご活用ください！

2

1. サービス共通

3

基準条例において規定されている書面(重要事項説明書やサービス計画書)について、署名や押印はどのように取り扱えばよいのか？

・ 令和3年9月1日事務連絡「介護サービス事業所と入居者等の間で取り交わす書面に係る押印等の取扱いについて(通知)」

掲載場所：<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000132370.html>

・ 基準条例等において、説明や同意が必要となる書面の説明や同意の方法（押印しなければならない等）については規定されていない。

・ 入居者等に説明したことや同意があったことが確認できれば差し支えない（①記名・押印、②署名、③説明や同意があったことを記録に残すなど）。

・ 居宅介護支援に係るサービス割合の説明に対する同意は「署名」が必要。



押印の効力等について
「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」参照

4

令和3年度介護報酬改定において、「虐待の防止」について規定されたが、そのうちの「虐待の防止のための対策を検討する委員会」の具体的な頻度は？

・基準上「定期的に開催することが必要である」と規定されている。少なくとも年1回以上の定期的な研修を実施するためにも、その内容を検討する委員会を適切な頻度で行う必要があると考える。

・高齢者虐待防止法において、養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所等する高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとされている。



養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止に向けた従事者の資質向上、法令遵守意識の向上を目的とした研修の実施等の措置を講ずること

5

行政に報告が必要な事故とは、どのような事故か？

・サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生 ※ケガの程度については、医療機関（配置医師を含む。）を受診し、投薬、処置等何らかの治療を要したものを原則とする。

・食中毒及び感染症、結核の発生

・職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

・誤薬、与薬もれ等 ※報告の範囲は、医療機関（配置医師を含む。）を受診し、投薬、処置等何らかの治療を要したものを原則とする。

・離設・行方不明等

※令和4年1月4日～ 川崎市簡易版電子申請サービス(Logoフォーム)で報告



本市への報告が不要なもの(例:医療機関による何らかの治療を伴わないけが等)も含め、すべての事故を管理・記録すること

6

行政への事故報告について、電子申請サービスによる報告だけでなく、速やかに電話報告をする必要がある事故とはどのような事故が挙げられるか？

・死亡事故／感染症の発生／職員の不祥事／その他の重大事故（警察等外部機関が関与し、事件化したものなど）

⇒事故後速やかに電話で報告し、事故処理の区切りがついてから、電子申請サービス（Logoフォーム）を用いて報告すること。

・なお、「速やかに」の期限については、社会通念に照らして、最大限の努力をして可能な範囲とする。

【参考】事故報告書の提出について

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000136058.html>



死亡若しくは重大事故に該当しない事故や誤薬、与薬もれ等については電子申請サービスにてご報告を！

7

利用者が老衰により亡くなった場合、市への事故報告が必要か。

・市への事故報告は必要なし

電子申請サービス（Logoフォーム）にて事故報告を行ったが、記入誤りがあったため、修正の方法を教えて欲しい。

・電子申請サービス（Logoフォーム）の「再提出の場合は下記にチェックを入れてください。」という項目にチェックをし、再度提出を

8

2. 新型コロナウイルス感染症関連

9

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」はいつまで適用されるのか？

- ・ 臨時的な取り扱いの適用期限について（講習資料掲載日時点で）定めはない。
- ・ 適用の変更については、その際に情報を周知（メール配信・ホームページ掲載等）予定。

【参考】介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html



新型コロナウイルス感染症の影響を受け
一時的に基準を満たすことができない場合に認められるもの

10

(特に施設系サービス事業所について)入居者に対する入居者家族等の面会の取り扱いはいかがすればよいか？

- ・一部の地域ではクラスターや感染経路不明事案の発生が報告されているなど、感染伝播はいまだに継続していることから、感染拡大防止のため、引き続き感染対策の再確認、徹底を図る必要あり。
- ・一方で、感染対策の実施に伴う長期間にわたる面会制限は利用者や家族に心理的な負担を与えるものであり、利用者のADLやQOLに影響を及ぼすおそれが懸念される
- ・「面会については、地域における発生状況等も踏まえ、可能な限り実施できる方法を検討すること」等、考え方の見直しが行われた



国・県・川崎市からの関係通知は以下に掲載あり
<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000114508.html>
「高齢者福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」

11

新型コロナウイルス感染症の陽性者等が確認された場合、指定権者への報告が必要なのか？

- ・職員や利用者等に感染が確認された場合（感染が疑われる者が発生した場合も含む）

【報告フォーム】

https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=5625

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業所を臨時休業する場合

【報告フォーム】（対象事業所：通所系、短期入所系、訪問系サービス事業所）

https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=4736



陽性者(利用者、職員)が累計5名以上となった場合はクラスター発生として
報告フォームの提出に加え電話(044-200-2910)で連絡を

12

新型コロナウイルス感染症の陽性者等が確認された場合、指定権者への報告が必要なのか？

・11.報告日時点の陽性者（利用者）数 <small>必須</small> 10文字以内で入力してください。 半角数字 報告日時点の陽性者（利用者）数 <input type="text"/>
・12.報告日時点の陽性者（職員）数 <small>必須</small> 10文字以内で入力してください。 半角数字 報告日時点の陽性者（職員）数 <input type="text"/>
・13.報告日時点の濃厚接触者（利用者）数 <small>必須</small> 10文字以内で入力してください。 半角数字 報告日時点の濃厚接触者（利用者）数 <input type="text"/>
・14.報告日時点の濃厚接触者（職員）数 <small>必須</small> 10文字以内で入力してください。 半角数字 報告日時点の濃厚接触者（職員）数 <input type="text"/>

※報告フォーム記入上の注意

- 11.報告日時点の陽性者（利用者）数
- 12.報告日時点の陽性者（職員）数
- 13.報告日時点の濃厚接触者（利用者）数
- 14.報告日時点の濃厚接触者（職員）数



**連続して陽性者等が発生している場合は
報告日時点の累計の人数を記入**

問い合わせについて

